

川崎市地域医療審議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市地域医療審議会条例（昭和51年川崎市条例12号以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、川崎市地域医療審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条の規定によるもののほか、審議会は、本市における地域医療に関する重要事項について建議することができるものとする。

(組織)

第3条 条例第3条第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。なお、臨時委員についてはこの限りではない。

- (1) 川崎市医師会関係者
- (2) 川崎市病院協会関係者
- (3) 川崎市救急告示医療機関協会関係者
- (4) 川崎市歯科医師会関係者
- (5) 川崎市薬剤師会関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 被保険者代表
- (8) 川崎市全町内会連合会関係者
- (9) 川崎市看護協会関係者
- (10) 川崎市社会福祉協議会関係者
- (11) 川崎市工業団体連合会関係者
- (12) 公募委員
- (13) 市職員

(専門部会)

第4条 条例第7条第1項に規定する専門部会は、次の各号のとおりとする。

- (1) 救急医療体制検討委員会
- (2) 保健部会
- (3) 調査部会
- (4) 災害時医療体制検討部会
- (5) 周産期医療運営専門部会

2 前項各号に掲げる部会は、委員12人以内をもって組織する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項

は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和52年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に川崎市災害時医療体制検討委員会の委員である者は、この要領の施行の日に、現に川崎市地域医療審議会の委員である者を除き、川崎市地域医療審議会条例第3条第4項の規定により、川崎市地域医療審議会の臨時委員として委嘱されたものとみなす。

3 この要領の施行の際現に川崎市周産期医療運営専門会議の委員である者は、この要領の施行の日に、現に川崎市地域医療審議会の委員である者を除き、川崎市地域医療審議会条例第3条第4項の規定により、川崎市地域医療審議会の臨時委員として委嘱されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。